6. サイバー犯罪条約

インターネットに代表される電子社会においては、国境の存在が重要性をもたなくなり、一国の法律で情報通信のありようを規制することに限界があるという事実は以前から指摘されてきた。誰もが考えつきそうなのが、国際条約によって国境を越えた取り締まりを可能にしようという方策だろう。

現在議論されている「サイバー犯罪条約」は、そのような発想の典型例である。同条約は、43 か国が加盟する欧州評議会が今秋採択したもので、オブザーバーとして議論に参加している日本も、すでに署名している。しかし、この条約の内容は、多くの点で問題を含んでおり、その批准までに議論すべきことは多い。以下では、筆者の共同研究者である園田寿関西大学教授（刑法学）のご教示を参考に、問題点を整理しておきたい。

サイバー犯罪条約は、違法アクセス、データの改竄、電子詐欺などのコンピュータを利用した犯罪行為や、児童ポルノや著作権侵害などのコンテンツの流通などを「サイバー犯罪」として定義し、国内刑法をこれに対応するように改正することを義務づけるものである。また、国境を越えた捜査や訴追を可能にするために、批准国からの要 請があれば、証拠データの「応急保全」を通信事業者に命じたり、通信ログなどを「応急開示」させる権限を加盟国の捜査機関に与えることも規定されている。

まず、そもそも「サイバー犯罪」とは何なのだろうか。インターネットを利用した現代型の犯罪という定義をすれば、コンピュータ・ウィルスの配布やクラッキングなどのサイバーテロをその典型として思い浮かべることになるだろう。しかし、携帯電話や PDA によるインターネット利用が爆発的に普及していることをみても、インターネットやコンピュータというものは現在では特別なものではなくなりつつある。この結果、きわめて多くの犯罪が「サイバー犯罪」であると「解釈」される可能性がある。以前取り上げた「通信傍受法」では、傍受対象となる犯罪の種類に厳しい制限をつけていたが、今後はこの条約の存在をたてに、傍受対象が無制限に拡大されていく危険性がある。

つぎに、捜査手続きに関しても、これまでになかった重要な点がある。「他の加盟国から要請を受けた場合には、要請を受けた加盟国は、直ちに、特定されたデータを自国の国内法に従って応急的に保全するための適切な措置をとらなければならない。」（第 29 条第 3 項）とあるように、電子データの特性によって証拠隠滅が容易であるという理由で、要請さえあれば、煩瑣な法的手続きをとることなく「応急に」データの保全をすることが要求され、かつそれを捜査当局に提出することが義務づけられるのである。また、この条文には、「要請に応ずるに際しては、このような保全を提供する条件として、双罰性を要求してはならない。」という耳慣れない文言が付け加えられている。これが大きな問題をはらんでいる。「双罰性(dual criminality)」が必要ないということは、ある行為が自国の法律では犯罪とならない場合でも、データ保全、提出が要求されうるということであるが、そうすると個人の情報発信の自由というものが、これまでになかった脅威にさらされるであろうことはまちがいないであろう。

大規模な国際的テロの直後だけに、こうした条約のもつ「公益性」は、プライバシーや思想信条の自由などの権利を制限することになっても確保すべきであるという見解が強くなることは十分予想される。通信業界の強い反対もあってヨーロッパ主導型のこの条約を批准しないであろうといわれていた米国議会の姿勢も変化するかもしれない。しかし、一挙に国家レベルでの法的規制をグローバル化（正確には西欧化）することによる問題は残る。さらに、この条約は警察権力の行使を国内法規の適正な適用を越えた恣意的

なものにする危険性がある。以前米国では、憲法で自国の捜査機関には禁じられていた国内の通信傍受を同盟他国の捜査機関にやらせていたことがある。この条約が発効すれば、そんなことをわざわざしなくとも、気に入らない対象の強制捜査を友好他国に「要請」してもらえば、捜査機関は自由に捜査活動を展開できることになるだろう。そもそも、この要請の当否を判断する権利や手段が要請をうけた捜査当局以外にはないのである。

さて、西欧主導のこうした「国際条約」を気に入らない国があったとすればどうだろう。条約に加盟しないのは当然として、それ以上に、一種の「データ・ヘイブン」を作って、自分たちの文化を破壊しようとする西欧社会を攻撃するためのあらゆるデータを「合法的に」蓄積したり、サイバーテロリストを「かくまう」方策を考え出すということが考えられる。これに対してもやはり「空爆」でもって応えるとするならば、それはどのようなものになるのだろうか。（なお、文中の条約の訳文は夏井高人明治大学教授による。但し、これは最終版ではなく公開25版による訳であるが、当該部分の原文は確定最終版と同一である。http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel_h/doc/intnl/cybercrime-conv25.htm を参照のこと。夏井教授が現在進めておられる確定版の仮訳は http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel_h/doc/intnl/cybercrime-conv-final.htm を見られたい。）

(2002年1月)